

総務文教常任委員会会議録

令和6年9月13日（金）

令和6年9月13日（金）午前10時00分から総務文教常任委員会を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	高野 浩一	副委員長	飯島 孝也
委員	丸山 国一		廣瀬 明弘
	高畑 一幸		青柳 好文
	平塚 悟		相沢 俊行
	有賀 公子		

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

なし

○ 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦	総務課長	手塚 秀司
財政課長	田口 俊	市民課長	土橋 美和
福祉総合支援課長	志村 裕喜	子育て支援課長	矢口 成彦
教育総務課長	清水 修	生涯学習課長	小林 好彦
政策秘書課	笹本 正和	廣瀬 亮	
総務課	三枝 俊和	新田 照人	武井 一徳 樋口 透
財政課	勝村 公一	山本 昌康	
市民課	村松 奈々		
福祉総合支援課	小倉 真		
子育て支援課	向山 映子		
教育総務課	高石 宏満	窪川はづき	
生涯学習課	森 なおみ	古屋美智留	

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第54号 甲州市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第56号 甲州市ぶどうの国文化館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第58号 甲州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

請願第2号 再審法改正を求める請願

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（高野浩一君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員9人、定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（高野浩一君） 議長が見えておりますので、挨拶をいただきます。

- 議長（平塚 悟君） 改めましておはようございます。

昨日も厚生経済常任委員会ございましたが、当局の職員の皆様におかれましては、連日の会議の出席、大変お疲れさまでございます。

本日も、外は朝からもう暑く、また猛暑日に迫るような気温となる予報が出ております。あしたは秋の気配も徐々に感じられる中で、ぶどうまつりの護摩木積みが早朝行われることになっております。ご出席される職員の皆様もいらっしゃいますし、ぜひとも所管する委員会になりますので、議員さんの皆様方もお時間ありましたらボランティアに参加していただきたいと思っております。また、今年は、勝沼中学校の生徒たちも無事に参加で

きるということでお伺いしております。秋の準備も始まっておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、総務文教常任委員会の条例案の審査、それから所管に関するその他案件の調査ということになります。慎重審査、それから充実した所管調査となりますことをご祈念申し上げます、一言ご挨拶をいたします。よろしくお願ひいたします。

開 議

- 委員長（高野浩一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、8月28日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案3件、請願2件の審査をお願いいたします。また、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に委員長へ申出をお願いいたします。

議案第54号

- 委員長（高野浩一君）　初めに、議案第54号 甲州市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君）　説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君）　大変便利な状況になると思うんですけれども、利用者、市民も少し安くなるということで、利便性が高まるんですけれども、コンビニエンスストア等の端末のところで必要な操作を行えば、今も様々な利便性の高いサービスみんなそうですけれども、お店の人のあれを介在せずにやると思うんですけれども、必要な操作というのは具体的にはどんなふうなことなんでしょうか。

- 委員長（高野浩一君）　土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君）　お答えいたします。

コンビニの交付の場合ですけれども、画面のほうがマイナンバーカードをかざして暗証

番号を入力いたしますと、その方の取れる戸籍証明書とか住民票、印鑑登録証明書の選択肢が出てまいりますので、発行できる、発行が可能な証明書等という選択肢の中から、ご自身のお取りになりたいものを選択いただきまして交付をするという形になります。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） そうすると、基本的にはマイナンバーカードがどうしても必要不可欠だということになるんですね。
- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） はい、おっしゃるとおりでございます。マイナンバーカード、もしくはマイナンバーカード機能を搭載したスマートフォンのほうで取ることができません。
- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） すみません、確認ですけれども、スマートフォン搭載のマイナンバーカードというのがあるわけではないんですね。
- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンです、すみません。お願いします。
- 委員長（高野浩一君） それがもうマイナンバーカードに代わるものになるんですか。その発行以外のものでも、そのマイナンバーカードを使うときには、そのスマートフォンにアプリを搭載していれば、こう何か提示を求められたときに、私のマイナンバーカードはこれですってスマートフォンをかざせばいいということになるんですか。
土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） まずは、マイナンバーカードを取得していただくことが第一です。そのマイナンバーカードの機能を搭載することを、スマートフォン、今、アンドロイドだけですかね、のほうには、スマートフォンにマイナンバーカード機能を搭載することができますので、それを提示もすることでもできると思います。
- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） マイナンバーカードということですがけれども、細かいことですが、マイナンバーを入力するという形で使うということではできないんですか。
- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） マイナンバー自体は12桁のマイナンバー個人番号なんですけ

れども、まずはマイナンバーカードを取得いただいて、それに暗証番号を自分で設定する。コンビニ等で取る場合は、スマートフォンを、ごめんなさい、マイナンバーカードをかざして暗証番号を入力する必要があります。

(「暗証番号」と呼ぶ者あり)

- 市民課長(土橋美和君) はい。
- 委員長(高野浩一君) 飯島副委員長。
- 副委員長(飯島孝也君) (2)、まあ別表10のほうもそうですけれども、(2)の「以外の方法」というのは、どういう方法が現状はあるのかということですね、確認をさせていただきます。
- 委員長(高野浩一君) 土橋市民課長。
- 市民課長(土橋美和君) 「以外の方法」というのは、現状の窓口交付のことです。あとは、現在、他市でも戸籍の証明書は取ることができますので、それももちろん入ってございます。現状と同様の窓口交付の部分に関しては、450円のままでございます。
- 委員長(高野浩一君) 飯島副委員長。
- 副委員長(飯島孝也君) 1通につき350円と1通につき200円という金額のことですけれども、これは何か相場というか、そういうものがあっての金額設定なんでしょうか。
- 委員長(高野浩一君) 土橋市民課長。
- 市民課長(土橋美和君) 近隣の市ですね、市でも今6市ですかね、既に戸籍の謄抄本、戸籍証明書のほうをコンビニ交付ができるんですけれども、やはり100円から150円、交付は150円のようにもなっていますが、減額しております。

以上です。

- 委員長(高野浩一君) 廣瀬委員。
- 委員(廣瀬明弘君) コンビニさんでも日本全国使えると思うんですが、使えない、そういう機能がついていない電子機器があるような地区も出てくるんでしょうか。それとも、どこもそのコンビニさん、まあ何種類かあると思うんですが、ほとんどのところでみんなそういう契約はできているんでしょうか。
- 委員長(高野浩一君) 土橋市民課長。
- 市民課長(土橋美和君) お答えいたします。

使えない地区はございません、全国どこでも大丈夫です。

ただ、コンビニについては、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートのみに
ております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 廣瀬委員。
- 委員（廣瀬明弘君） 外国にもそういう店舗があると思うんですが、国外でも取得する
ことはできるのでしょうか。

あの、だから結局、日本国籍を持っていて、その人の証明を取りたいと。向こうに住ん
でいてという場合は、こっちで謄本を取って送ってあげなければいけないとかね。さっ
き言った国内でというのは、学生とかいろいろ勤めていてというときに取れるんだとい
うのは分かったんですが、そうやって外国へもし行っている方が、今度そういうので取
れるのであれば、マイナンバー持っていればというのは便利だなと思ったんですが、そ
このところがどうなのかというところをちょっと聞きたかったんですけども。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） そうですね、マイナンバーカードを読み取る機能などが、海
外のそのコンビニに搭載しているかどうか、勉強不足で申し訳ございません、調べては
いないんですが、もし必要であれば、ちょっとお調べて、また後ほどお答えをさせ
ていただきます。恐らく、そのマイナンバーを読み取る機能が海外のコンビニにあるかど
うかというところになるのかなと思います。
- 委員長（高野浩一君） では、後ほどすみません、お答えをお願いいたします。

そのほかに質問、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 議案第54号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

（「委員長、調べるので休憩をお願いします」と呼
ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時22分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。
-

議案第56号

- 委員長（高野浩一君） 次に、議案第56号 甲州市ぶどうの国文化館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

小林課長、今、説明の中で、施行規則が変わるというお話ありましたけれども、その変わるの、何かもうたたき台というか、できたものがあるんでしょうか。そうしますと、参考にここでちょっと皆さんに見てもらいたいと思うんですが。

小林課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） 概要的なものは、今、説明の中でお話をさせていただいたとおりでありますけれども、まだ教育委員会に議案として提出するもので、まだ出しておりませんので、現物をここで出すことは差し控えさせていただきたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 質問、質疑はよろしいですか。

では、小林課長すみません、平面図をいただいていますので、その説明をお願いいたします。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 使っている方からちょっと言われたことがあって、エアコンが何か壊れているんですかね、研修室か何か。使えるようになるとしたら、それが修繕しないと使えないのではないかと、このことをちょっと問合せをいただいたんで、確認をさせていただきます。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、今、空調設備が故障している状況であります。今回、ここを一般の

方に使っていただくに当たり、館内全体のものでなくて、この部屋だけのものも設置をしようかということで検討はしたんですけれども、建築士さんの見立ての中で、建物自体の気密性がそれほど高くないということで、全体を直したほうがいいだろうということで、これについては、今後またお金がかかりますので、財政当局とも相談する中で対応していきたいと思います。

それまでの間は、できる限り、ご不便をおかけすることになると思いますけれども、何らかの形で、ファンヒーターですとか扇風機ですとか、というものでしのいでいけたらなというふうに考えております。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） ありがとうございます。

あと研修室が、これ間仕切りとか仕切れるんですけれども、使い方はこれ一括になる形になるんですか。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

基本的には二つには分けられるんですけれども、そのどちら側ということではなくて、貸すときはもう一つの研修室として取り扱うこととしています。利用する方が区切って使っても構わないですし、その辺は臨機応変に対応していただきたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 用途が自由度が増したということですが、これまでわだつみ平和文庫等が展示されていたという経緯があったと思うんですけれども、わだつみ平和文庫をどういうふうにされるのかということと、あと今現在、今度研修室として開放されない研究資料室、そこの使い方、今後の使い方についてまず聞くということと、あと文化館自体の公共施設管理計画が、30年以内に廃止という方向になっているところと、この利用が自由度が増すということについてはどういうふうに考えているか、お尋ねいたします。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えいたします。

まず、わだつみ平和文庫につきましては、文化館にあったものは全て今、元のわだつみのほうへ戻してあります。その展示公開につきましては、特に重要な市の指定となったものを中心に、市民文化会館の民俗資料室のほうで展示をしております。そこは、他の

企画展を開催する場面もありますので、そのときはスペースを縮小するなどをする中で、わだつみのものは常に展示をしていく中でやっていきたいというふうに考えております。

今後のわだつみの扱いにつきましては、これなかなか難しい問題で、今ここで方向性はお示しすることはできませんけれども、今後の課題として研究をしてまいりたいと思います。

それから、この資料の中の真ん中の円の上のほうにある研究資料室、こちらにつきましては文化財関係資料、それから図書等がたくさんありまして、それをまず収蔵するための部屋ということで、文化財のために活用していきたいと思っております。

それから、もう一点、公共施設等総合管理計画の中で、30年という先を見据えた計画になっておりますけれども、現状では、その30年たつまでの、それまでの活用ということで、今回こういう形にしておりますので、その先、今後ここがどうなっていくかというのは、今度のその利用状況ですとか、その他ほかの要因等が出てきた場合は、その時点で考えることとしていきたいと思っておりますけれども、まずは30年後ということではなくて現在の活用という形で、今回このような形とさせていただきます。

- 委員長（高野浩一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） すみません、利用者区分でちょっと聞きたいんですけれども、市内在住者の場合と市外在住者とあるわけですが、この定義は、市内の方が利用申請をした場合は市内在住者、市外の方が申請した場合は市外在住者なのか。それとも、市内の方が申請して利用して、利用者というか、例えば、おいでになって利用する方が市外の方であった場合は、どのような対応になるのかというところをちょっと教えてください。
- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えいたします。

基本的には、申請者ではなくて利用者がどちらかということで区分をしてまいりたいと考えています。

- 委員長（高野浩一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） その利用者の割合はどのくらいですか、半分市内で半分市外で、その半分の人の分を取るとか、そういう面倒くさいあれがあるんですか。
- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

一人一人について取るわけではなくて、1部屋になりますので、それは割合がどの程度

かということになりますけれども、明確な規定は、今、考えておりませんが、お
おむね半数以上がというところで考えていきたいなというふうには思っております。

ただ、その利用の仕方ですとか、その内容ですとか、その辺ももし分かるようでしたら、
その辺も考えながら対応をしていきたいと思っております。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 今後、地域の住民等にもご利用いただけるようにということで、
今回の条例改正にということですが、今のこのぶどうの国文化館、一応シルバー
人材センターの方に事務室に入っておりますけれども、この施設管理と、そ
ういったところは隣に図書館もありますので、職員どのように関わっているのかという
部分と、あと夜間も今後地域に開放するということがあれば、夜間での会議等も想定され
ると思います。そういったときに、人材センターの方にまたご足労かけるのかなと思
うんですけれども、そういった管理面のところはどのように考えておられるのかという
のが1点。

それから、もう一点が、入り口入って図面でいくと右側のほうに、この研修室、和室が
あるんですけれども、展示スペースは区切ることができると言いましたけれども、そう
そうないと思うんですが、日中等で動線分けとか、こういったこと等は考えておられ
るのかということはお伺いします。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。

- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まず、管理の部分ですけれども、今、議長がおっしゃったように、日中はシルバーさん
をお願いをしております、現状、今、夕方4時半までという形でやっておりますので、
そこで施設しています。

今後、ここを例えば夜間、地元の方が会議で使いたいとかいった場合は、今、考えてい
るのは、図書館の職員が最終的な施設をするような形を考えております。ただ、利用が
あまり多くなって、そっちに負担が行くようでしたら、シルバーさんなり、また別に会
計年度任用職員が必要になってくるのか、そこはまだ分かりませんが、まずは運
用をしてみて、その後の管理体制については考えていきたいなというふうに考えており
ます。

それから、日中の動線の話ですけれども、昼間の開館時間についてはこれまでと同様で、

特に何も変わりませんが、先ほども言うように、その夜間について、4時半以降につきましては、展示の部分を区切って、そこは人が入れないような形の中で、あくまでもこの図面の右側の部屋だけが利用できるというような形を取りたいということとなります。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 議案第56号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決するに
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第58号

- 委員長（高野浩一君） 次に、議案第58号 甲州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 法律のほうで、別表第2が廃止され、これから省令で利用範囲、連携等が定められるということになるかと思うんですが、これはどういったことを意味するのかというか、法律審査を待たずに省庁が速やかに連携ができるということで、そういうメリットがあって、別表第2が廃止になったということで省令で定めるということになったのか、ちょっとその目的というか、それをお聞かせください。

- 委員長（高野浩一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

基本的には委員が申されたとおりでございまして、マイナンバーを使った、国民の利便性の向上やそういうことを前提にするというわけでございまして、国民と行政がそれぞれの負担軽減

減であったり事務の効率化を図るという中で、やはり別表第2に規定されておりますと法改正に伴いますので、その都度国会を通してという法改正になりますので、そうではなく今回は、その利用事務に関しては、主務省令のほうで通達することによって運用ができるというふうに改められたものでございます。迅速に物事が進められるという趣旨の下、改正されております。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） ありがとうございます。

とすると、今後、迅速にいろいろなマイナンバーの利用拡大ということが進んでいくということになるかと思うんですが、今、条例で規定されている、条例で別表1とか、別表2とかありますけれども、今回そこは変わらずに、別表第2だけということもある。条例が変わるのは、別表第2の法改正があったところの部分ということだけですが、ほかは特にこの省令によって定められるということの影響で変わるということはいらないということですか。

- 委員長（高野浩一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えします。

条例に定めがあるものというのは、法において条例に定めることによって番号が利用できるという事務でございますので、その部分の大枠は変わりませんので、今回の法改正に変わった、もういわゆる運用の拡大の部分だけの改正となります。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） ありがとうございます。

そうすると、今度、省令が変わっていくということで、省令でいろいろ用途が拡大されていくということで、今度はその都度省令に基づいて条例が変わっていくということも考えられるということですか。

- 委員長（高野浩一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えします。

条例に規定するのは、市町村の独自事務になりますので、番号が利用できる独自事務をやった場合には別表に加えることになりますけれども、それ以外は基本的には変わらないという考えでございます。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 議案第58号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第58号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。
ここで、先ほど議案第54号についての懸案事項がありましたので、土橋市民課長から発言をお願いいたします。

土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君） お答えできず申し訳ございませんでした。
先ほどのご質問で、海外のコンビニでも証明書のほうは取得できるのかというところだったんですが、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）のほうに問い合わせましたところ、日本全国のコンビニでは交付をすることができますが、海外ではできませんとの回答でございました。よろしくをお願いいたします。

- 委員長（高野浩一君） ありがとうございます。
次に、請願の議題といたしますので、当局の皆さんにつきましては、ここで一度退室をお願いいたします。

では、暫時休憩を取ります。この時計で11時5分再開といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。
次に、請願2件を議題といたします。

請願第1号

- 委員長（高野浩一君） 初めに、請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

この請願の取扱いについて発言をお願いいたします。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） この請願第1号の件ですが、これは毎年提出をしているというこ

とでございます。これが、毎年提出をするということにおいて、返答とか何か動きがあったとか、そのような事実の情報があつたら教えていただきたいんですけども、ご存じでしょうか。

つまりこれを出す、我々も出して、請願のほう採択しているわけです。ということは、これを必要だと思って提出をしている、その必要だと思って提出したものに対して、何ら返答がないということに対しての憤りを感じるということなんですよね。だから、もう出す、返答が来る、また駄目でした、また、出すという、そういう繰り返しをしているんだつたら何の進展もないということで、もっと強く抗議するぐらい、抗議というか訴えるぐらいの請願の趣旨を、要旨ですね、をしたほうがいいのかななんてちょっと思っております。ぱっぱと返事をしろという気持ちです。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） その段で言いますと、私もちょっと気になってはいるんですけども、これ毎年のように出しているんですけども、他市の取組としても同じような文書が出されていて、やはり同じように継続的に何の回答もないということが、少なくとも県内においてですよ、どういう状況なのか、把握してありましたらぜひ教えてください。
- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 高畑委員が言ったとおり、毎年出していることなので、やはり何らかの動きというか進展がないと、請願を採択している意味もないということになってくると思いますので、ここの請願の内容に「意見書の提出をお願いします」というようなことも議会としてあると思いますので、ステップとしては、請願を採択するだけではなくて、他市の事例も見ながらですけども、意見書等を採択するとか、そういうことを議会として動きをしてもいいのかなと。それで、意見を申し上げた以上、やはり回答が欲しいという形にしていくということにしていったらどうかなということをやちょっと調べて、周辺の周囲の自治体のことも調べてやっていく形ということで、委員長のほうにちょっとそういう調査をしていただいたりということで、次の動きということを委員会として考えていくべきではないかなというふうに思います。
- 委員長（高野浩一君） ほかの市の状況等を研究して、また皆さんと検討してまいりたいと思います。

請願第1号についての発言を打ち切ります。

お諮りいたします。請願第1号については、採択すべきものと決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) ご異議がないので、採択すべきものと決しました。
-

請願第2号

- 委員長(高野浩一君) 次に、請願第2号 再審法改正を求める請願を議題といたします。

この請願の取扱いについて発言をお願いいたします。

発言はございますか。

高畑委員。

- 委員(高畑一幸君) この請願に対する他市、県内ですね、この提出者が山梨県の弁護士会の会長ということなので、他市、県内のところでどういう扱いをしているのかをちょっと分かったら教えてください。

- 委員長(高野浩一君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時34分

- 委員長(高野浩一君) 再開いたします。

請願第2号については、多くの意見をいただきました。発言の中でもありましたけれども、県議会でも、この請願があと出ているという情報もありましたので、そういったところも含めて、最後皆さんの判断をいただきたいと思います。

請願第2号についての発言を打ち切ります。

お諮りいたします。請願第2号については、採択すべきものと決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(高野浩一君) ご異議がないので、採択すべきものと決しました。

以上をもって、当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

この後、その他の件に入りますので、少し当局が入室するまで休憩を取ります。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時38分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。
-

その他

- 委員長（高野浩一君） ここからは、その他の件について質疑を行います。
一つ目、シェアオフィス甲州の指定管理制度について、お願いいたします。
担当の委員の質問をお願いいたします。
飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 二つ質問、通告をさせていただきました。
今、シェアオフィス甲州運用していますけれども、現状と新たに指定管理するに当たっての変更事項があるかということをお尋ねします。
2番目は、これは答えられたらなんですが、これから指定管理者を決めるということなので、あまり市から期待することみたいなことを言うということには、まずいのかもしれませんけれども、指定管理事業者にどのようなことを、その役割を果たしていついていただきたいかというような点でお答えいただきたいと思います。
- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） 副委員長の質問にお答えをさせていただきます。
まずは、1点目の指定管理の現状、それから利用料、方法や管理、現状との変更の違いということで、副委員長言ったとおり、今、指定管理の募集期間中でございますので、現状の数字のほうを、また決算のほうにも出させていただいていますけれども、申し上げさせて報告とさせていただきますと思います。
利用者につきましては、コロナ明けから徐々に上昇傾向でございまして、昨年度の利用者数が総計で2,514人です。令和4年度が1,897人ですので、およそ1.4倍の利用をいただいております。
それから、サテライトオフィスのほうにつきましても、令和5年度は久々に2件の利用があったところでございます。
指定管理につきましては、現状、年度の初めから導入に向けて鋭意検討等を重ねてきておりまして、現在、先月の1日から、ちょうど連休明けの17日までが募集期間の最後となっております。8月に現場の説明会もしたんですけれども、そのときは2社から来させ

ていただいて、うちのほうで事業者のほうに説明をしたところでございます。

この後、17日の事業者の締切りの後、来月の3日に指定管理者候補選定委員会を開催し、ヒアリングの審査で事業者を決定、その後は事務のほうを進めまして、12月の定例会には議案として出していきたいと思っております。

募集要項の中にもございますけれども、やはり指定管理者については、現状の利用者の向上ですとかサービスの充実、さらには事業者自体の策というか、そういうのも多分ヒアリングのときには上がってくると思いますので、そういったのも加味しながら、選定委員さんのほうでいい業者のほうを指定していただけることを期待をしております。

この程度でよろしく願います。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 現状と変更点があるかということで、例えば条例で規定されている利用料金ですとか利用の仕方、今現在、利用者がだんだん増えているところですが、何かそういうところが変わって、指定管理者に任せるといえるかということを確認させてください。
- 委員長（高野浩一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。
基本的には、今の利用方法と何ら特に変更はございません。
- 委員長（高野浩一君） では、次の2項目、旧大和中学校の利活用について質問の委員、お願いいたします。
飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 3点ございまして、旧大和中学校が今、利活用、地域でいろいろ検討されていると思いますが、現状についてのご説明をいただきたいということと、検討されて今後どういうふうにしていくかというスケジュール、そしてどのような利活用の選択肢が今、出ているのかということをお聞きしたいと思っております。
- 委員長（高野浩一君） 金井大和支所長。
- 大和支所長（金井明則君） 飯島副委員長のご質問にお答えをいたします。

まず、現状でございます。旧大和中学校の利活用につきましては、現在、大和町民代表23名で構成されております旧大和中学校再利用検討協議会にて継続的に検討をされておりました、4月以降8回の会議を重ねております。

検討の内容といたしましては、令和5年度末、旧大和中学校利活用検討委員会が甲州市

に提出いたしました提案書に基づくマルシェ、カフェの営業、セミナー、体験講座等の実施、キャンプ場や宿泊施設の経営の3項目になりますが、実施に向けた検討を行ってまいりましたが、キャンプ場、宿泊施設に関しましては、実施希望者、こちらがおられないところでありまして、協議会として施設全体の活用という部分において、かなり難しい状況と判断いたしております。

それから、検討のスケジュールになりますが、先ほどご説明も申し上げた、そういう状況の中で、当協議会に対して幾つかの民間事業者から利活用の提案がありますので、順次、提案内容を説明していただいているところでもあります。これらの民間事業者からの提案を聞き終えたところで、協議会として方向性を出していくようなことになっております。

それから、利活用の選択肢という部分でございしますが、冒頭の質問でご答弁いたしましたマルシェ、カフェの営業やセミナー、体験講座等の実施につきましては、いろいろな条件等の次第で実施が可能であるという判断を協議会のほうでもしておりますが、施設全体を活用するという課題が、今現在ちょっと解決されていない状況の中で、現在、民間事業者からの提案をいただいておりますので、施設全体を活用するという課題をある程度クリアできて、事業の実現性も考慮した中で協議会で検討し、協議会として判断をしていく、そのような予定になっております。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。

○ 副委員長（飯島孝也君） ありがとうございます。

検討委員会の当初の答申を受けて、今、協議会いろいろ進めているということですが、民間事業者からの提案もあるというような話がありましたが、民間事業者からの提案を協議会が聞いて、それとも、例えば大和支所とかで聞いた状態で、それで精査して協議会に諮っているのか、今どういう状況なのかお聞きしたいと思います。

○ 委員長（高野浩一君） 金井大和支所長。

○ 大和支所長（金井明則君） お答えをいたします。

今、協議会が主体となって、そのプレゼンの開催も、協議会長からの通知をもって協議会として開催をしております。私どもは、一応事務局として参加はいたしますが、あくまでも協議会として行っております。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。

○ 副委員長（飯島孝也君） 細かくすみませんね。プレゼンを民間事業者がする機会を協

議会が設けているという形で、今、話を進めているということですか。

- 委員長（高野浩一君） 金井大和支所長。
- 大和支所長（金井明則君） いろんな角度からの申入れがありますけれども、基本的には協議会のほうに全て、そのプレゼンの要請ですとか要望ですとかは、全て会長のところで受けていただいて、それで開催の有無を協議会として判断をして開催をいたしております。
- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） スケジュールのことをお聞きしましたけれども、協議会としてまとまっていく、考えをまとめて実施していくということのスケジュール感、随分時間が経過しているところもあるので、スケジュール感としては、どのような見通しで今やっているのか、今後のスケジュールをお聞かせください。
- 委員長（高野浩一君） 金井大和支所長。
- 大和支所長（金井明則君） ちょっと現在申し上げられる部分といたしましては、提案がいろいろ各事業者からございます。そういったものをおおむね10月ぐらいまでには一通り聞いていけるようなスケジュール感であります。
以上でございます。
- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） そこまでしか、ということですかね。その先のゴールというか、答えを出すというか、そこまでは特に時限を切っているというか、ここまでに見通しをつけるというふうなことはないということですか。
- 委員長（高野浩一君） 金井大和支所長。
- 大和支所長（金井明則君） お答えをいたします。
今のところ、スケジュールとしてしっかりと発言できる、決まっている方向性といたしましては以上でございます。
- 委員長（高野浩一君） では、次の案件に移ります。
次は、塩山中学校・塩山北中学校統合に関してです。
質問の委員、お願いいたします。
飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） これちょっと私、資料というつもりでお願いしたいところもあるんですが、もしこれあったらですが、口頭でざっと言われるよりも、資料として出

していただきたいなというふうに思うんですが、統合後のことで今までに決まったことの一覧ですとか、これから検討する課題、今、決まったことがあったとしたら、これから検討する課題、子どもや保護者から要望事項等もあると思うんですが、その一覧と、それについての検討状況というのをお聞かせいただくというよりは、資料として出していただければありがたいなと思うんですが、今日は説明ということですかね、いかがですか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

今回の通告に従いまして、素直に受け取りして答弁ということで、今回は用意をさせていただいておりますので、特段資料というものは用意はさせていただいておりませんが、では説明をさせていただきます。

まず、統合に関して、これまで決定したことでございます。

6月議会でも飯島副委員長からも同様のご質問をいただいておりますし、昨年の総務文教常任委員会では所管事務調査として、このことも実は協議をいただいているところでございますので、重なることもあるかとは思いますが、改めてお答えをさせていただきます。

令和7年4月1日の塩山中学校及び塩山北中学校の統合を円滑に行い、課題を解決するために、学校教職員及び保護者の代表で組織をいたします塩山中学校及び塩山北中学校統合準備委員会を昨年5月に組織をいたしまして、これまでに11回の審議を重ねてきたところであります。

準備委員会で決定された事項につきましては、校歌、校旗、校章は現在の塩山中学校のものを継続すること、制服、体育着、登校かばん等の学校指定品につきましては、令和7年4月入学の1年生が使用するものを新たに選定することとし、現在のところまでに、作成事業者及び仕様については決定をしているところであります。

また、塩山北中学校から塩山中学校に編入する生徒については、既存の制服等を継続して使用していくことを可とはしておりますが、学校指定品が異なることにより、学校生活に心配あるいは不安というようなご意見が保護者から寄せられたため、現在の塩山中学校学校指定品等を購入する場合につきましては、保護者負担の軽減を図るため、購入費用の全額を助成することとしております。

なお、この助成金につきましては、本議会に補正予算として計上をさせていただいてお

りますので、また別の機会に詳細はお答えをさせていただきたいというふうに考えております。

通学方法につきましては、登下校時の安全確保を図る必要があることから、スクールバスを導入することとし、塩山中学校内での乗降場所まで決定をし、本議会、既に第1日目でございますが、その拡幅工事等につきましてご議決をいただいたところまでが、今日までに決定がなされたところでございます。

それから、これから検討する項目でございますが、新制服につきましては、オールシーズンタイプでございます。1年間を通して着用をしていくということになりますので、どのタイミングで衣替え等を行っていくのか、その着用ルールの決定。

それから、体育着、通学かばんにつきましては、標準の仕様は固まっておりますが、例えば背面のロゴであるとか前面の名札についても、つけるのかつけないのかといった細かなところが今後検討されていく中身であります。

また、そのことに伴いまして、制服、それから体育着、通学かばん、全て校則等で規定をしていかなければなりませんので、校則の中での規定の仕方、あるいは、それに伴って学校生活の決まり等につきましても、生徒からの意見もいただく中で、ここは決めていくということになっておりますので、そのことをこれから決定していくということになります。これについては、学校側が中心になって決定されていくものというふうに考えております。

それから、スクールバスにつきましては、既に購入までご議決をいただいているところで、今年度末までには納入ができるということで、業者からはお話を伺っております。

これに伴いまして、運行ルールあるいは運行の時刻表、また、これまでに、等が今後決定をしていかなければならないことであるというふうに考えております。

また、これまで継続されてきました地域の伝統ですとか文化活動等の方針につきましても、地域の皆様方と検討していかなければならない内容であると考えております。

また、PTAの役員の選出方法につきましても、細かなところですが決定が必要なことということが今後の課題でございます。

それから、保護者から、あるいは子どもさんからの要望と検討状況についてでございます。

生徒、保護者からの要望事項につきましては、昨年5月のこの統合準備委員会設立の際に、準備委員会での協議資料とするために、統合に直接関わります両中学校の1年生、

統合時には3年生になるお子さんになります。その方の両学校学区内の小学校の保護者の方から、統合に向けての不安あるいは要望について調査を行ったところであります。これについては、61人の方から提出をいただきまして、このうち40人の方から要望等をいただいたという中身になっております。寄せられた意見の多くにつきましては、小規模校から移ったときに学校生活に不安がある、通学手段がどうなるのか、学校指定品を統一してほしいというような中身でございました。このことから、準備委員会で情報を共有する中で、学校指定品、スクールバスの導入等、協議を進めてきたところでございます。

なお、学校生活の不安解消のため、昨年度から両校間での交流活動を開始をさせていただいております。これまでに陸上記録会、スキー教室、学びの学習等について合同で実施をしているところであります。

このただいま申し上げました要望事項等についてでございますが、先ほど申し上げました準備委員会での中での資料ということで、各父兄の方からいただいておりますので、大変申し訳ありませんが、公表等はしていないという状況でございます。

以上でございます。

- 委員長（高野浩一君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） ちょっとこの塩山中学校への統合に関してとずれるんですけども、何度か清水課長のところで私はお伺いしているから、あえてまたここ委員会の中でもお伺いするんですけども、新生塩山中学校に向けて、この制服を決めたと。

制服というのは、あくまでも学校ごと校則で決めていくことであるからということなんだけれども、先に大和・勝沼で合併した際に、そのまま今の制服を使うということに決まったんだけれども、やはり今、男女の差別をなくすとかジェンダー平等とか、そういった意識からすると、今の勝沼中学校の制服がそのままいいのかという問題も残ってくると思うんですよね、私自身はそう考えています。

そういった面から、教育委員会として、教育委員会の中でそういったことも、甲州市全体として制服、もちろん校章とかそういったことは違うかもしれないけれども、基本的な制服の仕様というのは、私は統一していてもいいのではないのかなというように感じてはいるんですけども、ぜひ検討を進めてもらいたいなどは思うんですけども、そこら辺どのように考えているのか、課長の範囲内でお答えいただければと思います。お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、今回の塩山中学校の新たな制服導入につきましては、この2校の統合に関する中で、先ほど申しあげました準備委員会の中でも、制服については統合していったほうがいいだろうと。それに関しては、昨今の熱中症というふうなこともありますので、今、女性についてはセーラー服であります。両校ともセーラー服であります。それは、夏と冬、両方があるわけですが、やはり夏場についても冬服のものを活用して着ている場合については脱げないとか、体温調整が非常に難しいというふうなことも懸念されているところであります。また、先ほど議長からもお話がありましたとおり、多様性にも配慮をしていかなければならないということから、今回、男女兼用タイプのブレザータイプを導入したところであります。

まずは、その塩山中学校の新たな制服ということで、今回は決定をしたところではありますので、ほかに勝沼中学校と松里中学校ということになるわけですが、そこに関しては、先ほども議長からもありましたとおり、校則の中でまずは決めていくということが必要になってまいります。それについては、先ほど申し上げた熱中症対策であったりとか、男女の多様性というようなところもありますので、恐らく、恐らくという言い方が正しいかどうか分かりませんが、来年4月以降に新たな制服を着用されている中学生の皆さんが、町のほうに繰り出したときに、ああ、あそこの制服だったらいいなとかというふうな話が、いずれ出てくるのかなというふうには私どもは思っております。それを受けた中で、では自分たちの学校もどうしていくのかと、先ほど校則の話もさせていただきましたが、校則を決定するに際しては、生徒からの意見も徴収することというのが決められておりますので、その中でも検討されていくものかなというふうには考えて、現在のところはおります。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） まずは、今回の塩山中学校への統合というところを無事に済ませるというところで承知はしました。

ただ、学校ごとで決められる制服ということでもありますけれども、実を言うと、勝沼地域の保護者の方から、せっかくだから統一の制服、また制服を変えていったほうがいいのではないか、時代に合わせて変えていったほうがいいのではないかというお声も、確

かに私のほうでもいただいているので、経過を見守りながら、前向きにご検討いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長（高野浩一君） では、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。
3番の案件ですね。
高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） 今、教育総務課長より3番の2ですね、これから検討する課題一覧という課題という中で校則に触れたと思います。それで、先ほどの制服の関係ですね、多様性の問題からいろいろ校則等もということで、生徒もその校則選定には携わるというようなニュアンスだったです。学校と生徒、それにPTAとか保護者は関与しないということの認識でよろしいのか、校則を選定するのに、そこだけちょっと教えてください。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。
まず、校則でございますが、生徒と一緒にやっていくということで、既に生徒たちについてはアンケートというか調査を行っているという話は聞いております。それを基に今ある現行の校則について手直しを加えていくと。今回の北中との統合ばかりではなく、例えば髪型についても男女でというような縛りがあたりしましたので、実態に合わせた部分に関しては、併せてここで変更していくということで聞いてはおります。
あとは、保護者の方との関係でございますが、校則が全て仕上がった段階で保護者の方にも目を通していただいて、正式なものにしていくというような形の今後の流れになるということで承知をしております。
- 委員長（高野浩一君） では、次の案件に移ります。
4項目大藤小、玉宮小、松里小の体育、水泳の授業について質問委員の方、お願いいたします。

相沢委員。

- 委員（相沢敏行君） 今年度から新しい指導の形態で、松小、大藤小、玉宮小、3小学校の児童たちがB & Gですね、授業の形態のまま移動して体育、水泳の指導を受けるということだったんですけれども、その資料、まずご説明願いたいというふうに思います。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） では、お答えをさせていただきます。

各学校の水泳授業につきましては、学習指導要領におきまして年間1人10時限、こま数で10こまというふうにされております。しかしながら近年の気温の上昇によりまして授業時数の確保に苦慮をしてきた状況でございます。

また、プール開設準備につきましては、保護者の皆様にも協力をいただく状況ということもございましたので、指定管理施設にて代替ができないか受託者と調整をした上で、今年度は試験的に大藤小学校、玉宮小学校及び松里小学校の3校で実施をしてきたところであります。

実施状況につきましては、既に配付をさせていただいております状況のとおり、A4横版のとおりでございますが、まず5月28日から7月19日の期間、松里小学校では2学年合同で、大藤小学校及び玉宮小学校では、学校ごとではありますが全児童が同一の時間で行って、先ほど申し上げました10こまという授業数の確保をしたところでございます。

お手元の資料の中で、これにはないんですが、7月18日に市内の小学生による水泳記録大会が行われております。このため松里小学校では7月17日、大藤小学校と玉宮小については7月16日については6年生、松里小は5年生も含めてですが、大藤小と玉宮小については6年生のみでプールの活用をしているという状況でございます。それはあくまでも水泳記録会の練習のためということになりますので、松里小学校についてはその日を除いて全体で1人当たり11こまから、大藤小につきましては1人当たり12こまで、玉宮小については10こまということで授業が行われたところであります。

この中であります日にちについては、2時限を通しての授業でありますので1日について2こま、そこで授業を行ったという状況でございます。

実際、3校及び保護者の方からにつきましては、天候に左右されず授業が行えるため予定が組みやすい。また、受託者からは、確実な委託料の収入が見込めるというようなことで意見も寄せられたところでございます。来年度以降の指定管理施設への委託につきましては本年度の状況も参考にさせていただきながら、各学校及び受託事業者の意見も

聞く中で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢敏行君） 学習指導要領の中で、恐らく10こま、水泳は小学校1年生から、たしか中学2年生までは必修で要領に示されておられると思うんですね。今、これ小学校段階の話なんですけれども、僕、これを頂く前に、10こまがまず確保できているのかという点が基本的に一番大事な点だとは思いますが、これ移動の時間も入ったの2こまということになるんですかね。つまり移動の手段はB&Gの持っているバスで行くんだと思うんですけれども、2こまのカウントの中身ですよ、実質の水泳の指導時間がどのくらいなのかというところがちょっと気になるんですけれども。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

ただいま委員からもお話がありましたとおり、送迎につきましては指定管理者のほうで行っていただいております。送迎の時間につきましては、それぞれ授業から除いて10分ずつ取った中で行っておりますので、授業自体につきましては1時間30分ということで2こま確保しているという状況でございます。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢敏行君） その部分はきちんとカバーされているということで安心しました。

今年初めての試みで、地区の父兄からちょっと聞かれたので、私もよく存じ上げなかったのですが、その中での幾つかのコメントが入っているんですけれども、そもそもこの3小学校で自校のプールが使えないという理由が存在するのは松小だけですよ。ほかの大藤小と玉宮小は自校プールは使えるんですよ。その自校プールが使えないという事柄の理由が、父兄から見た場合、一番でかいのではないかなと松里地区の人は言っていますけれども、その辺の自校プールが使える、使えないというのと、使える小学校は実は入っているという中で、今回3校同時にということだったので、その辺のそもそもこれ、最大の、なぜこれが試みられたのかと。松小の場合は今言ったとおり自校プールが今使えないという状況だからなんですけれども、その辺はどうなっているんですか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

松里小学校につきましては、ただいま委員さんからもお話がありましたとおり、プール

のろ過機等の修繕が必要になってくると。本年度の当初予算の中で見積りを取ったところ、100万円単位で必要になるということから、今後のプールの維持、授業の維持ということも含めて、なかなか厳しいのではないかと。

また、松里小学校につきましては、今回もお願いしてありますB&Gが近くにありますので、移動時間もさほどかからずに移動もできるということから今回の形を取りました。

玉宮小学校、それから大藤小学校については、自校プールにつきましても今のところは使える状況であります。ただ、玉宮小学校につきましては、昨年度、逆に水温が低くて入れなかったという時期がございました。というようなこともありましたので、今後そのプールの維持管理、それは全ての学校に係ってはくるんですが、やはり塩素系の薬剤も使ってまいりますので、機械のもちというか耐用年数がどうしても短くなるというような傾向もありますので、全体でそこは考えていかなければならないということが1点。

先ほどありましたが、ここ数年の暑さというところから熱中症のガイドラインも策定をする中で、やはり水の中とはいえ汗もかきますので、そこはガイドラインに沿った形で授業も行っていかなければならないということから、実は本年度も他の学校のプールの授業の関係についても調べさせていただきましたが、先ほど申し上げたとおり10こまというところで指導要領には定められております。

ただ、これは必須ではなくて、それに近づけなければいけないというようなところのものであります。調べたところによりますと最少が7こまです。確かに10こま確保されているところもあるんですが、確保されていない学年のほうが多いというのが今現在の状況でありますので、それであればB&Gプールについては1年間使える施設でありますので、そちらのほうで天候に全然左右されない、あるいは夕立等も心配ないというようなところで、今年度そのB&Gプールに近い3校で試しにやってみようということから始めたところでございます。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢敏行君） 今般の高温化する夏ですよね、これが今後も続くであろうということはもう想定内の話なので、今後、学校の自校プールで体育の授業、それから後の質問に関わりますけれども、夏季休業中のプール開放等が大変困難になるということは想像される。そのことの合理性は、ちょっと脇へ置きますよ。脇に置いて父兄のほうから見た場合、つまり説明されているというのか、あるいは説明されていないがためになんですけれども、松小の場合であればプールが壊れているのだと。それを修理するお金が

ないから、もうあそこは使えないからB & Gに行くのだというふうな理解が私の耳に入っているのは、そんな父兄のあれなんですね。

聞くところによれば、校長先生はその辺の要望はしているんだけど、なかなか市のほうが財政難云々でやってくれないんだよなんていう話は、父兄の中では共有されている。それはミスリーディングで間違っているかもしれないですけどもね。

しかし、今言ったとおり指導要領、それから今後の方針を考えた場合に、もはや使えないプール、独自のプールだなということも、もう視野に入っているんですね、他方で。歴史的には、僕らのほうもそうだったんですが、プールのない小学校をなくしましょう、1校1プールということで、ああ、うちの小学校も中学校も、ついにプールが完備されたぞということを地域共々大変喜んだという時代があるんです。

今後、今、自校プールがある。あって壊れている。それから、あるけれども今言ったとおり、なかなか熱中症対策等を考えると校外での自校プールのあれも難しいというようなことは、もう自校プールがあるなしにかかわらず全部ですよ、指導のありようを考えなければならないのではないかなという状況に今なりつつあるなというのが一つ。

半面、先ほど僕の聞き間違いでなければ100万円単位の話の松小のプールの修繕のお話しされました。もっと僕は高いと思っていたんですけども、その辺のものを全部維持管理もしていくコストということも、また考えなければいけない。それも、あるんです、一方でね。だから、実際に水泳をするという指導の今後のありようと、全市的にですよ、3校のみならず中学校も含めてです。それから、プールの維持管理をここから中長期的にどう考えるかというのもあると思うんですけども、その辺はどんなふうな見通しですか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

まず、学校のプール、今おっしゃったように全ての学校に係ってくることでありますので、今後どうしていくのかということになってくるかと思えます。本年度は試験的に3校で行っているところでもありますけれども、ただ、委託者とのそこは調整が必ず必要になってまいりますので、全ての児童生徒が受け入れることができるのかどうかというところが大前提になってきますが、そこを委託者のほうでできるかできないかからスタートをした中で、基本的には今回と同じような形で外部に委託をしていくのが、一番そのプールの授業数を確保するというようなところからも適切ではないかなと当課では考

えているところであります。

ただ、先ほど言ったとおり、全ての児童生徒が可能かどうかというのは、また別になってまいりますので、そこは委託者とも協議はしていかなければならないかなというふうに思っております。

また、県内でもこの学校のプールに関しては、同じように指定管理者に委託をしているというところもございます。現にお隣、山梨市では全ての小中学校のプールの授業は指定管理者に委託をしているというようなこともございますので、そんな流れになっていくのかなというふうに思っております。

あとは維持管理の部分でございますが、もちろん先ほど言った機械そのものもありますし、プールの本体のところの改修というところも大きな費用となってくるというふうに考えております。

プール自体の塗装の塗り替えについても、実は令和3年、4年と奥野田小学校の缶体の塗装の塗り替えを行いました。その際も底の部分と横の部分とで年度を分けて行っておりますけれども、全体では約900万円かかっております。ということが掛ける17、ここから先16になるわけですが、掛ける16で起こり得るのかなというのが実際の私どもの考えている意のところであります。

さらに、中学に関しては、もう一回りプールも大きくなってまいりますので、さらにそこは費用負担も出てくるかなということと、あと中学校につきましては本年も調べたところではあるんですが、まず塩山中学校自体は、プールそのものがもう既に老朽化等々で、もう五、六年前から自校プールは使っておりません。そのため本年度も塩山北中学校のプールのほうを活用する中で授業を実施しております。確認をいたしましたところ、1、2年生で各8こまでです。

勝沼中学校につきましては、隣のB&Gプールを活用する中で21こま。3学年で21こまですので、学年にすると7こまという状況であります。今後も中学校に関してはそのような形で、基本的にはこま数が少なく授業は行われていくものかなというふうに思っております。

小学校に関しましても先ほど申し上げたとおり、実際のところでは、こま数自体が確保できていないというのが現状でありますので、もちろん先ほど申し上げた温度等のことでもありますので、基本的には自校での扱いというのは、これから先ますます厳しくなるというふうに思っております。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員、ちょっと確認ですけれども、案件は5番のほうに移っていますか。相沢委員が2つ質問案件を出していただいている、今4番から始まっているんですけれども、内容はまだ4番の中で……

（「まだ4番」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） まだ4番でいいですか。

相沢委員、どうぞ。

- 委員（相沢敏行君） つまり、まず一つお願いしたいのは、現状の夏の6月ぐらいから高温のために屋外でのプールがなかなか指導ができないということと、それから中長期的に考えてその修繕費、それからもう一つは、先ほど私も、校外の指定管理者を使って、あるいは民間業者へ委託するというこの流れが、ちょっと私は最初奇異に感じたんですけれども、合理性はあるなというふうに思うことは多々あるんですね。そうしたら隣の山梨市もそうだということは、なるほどと思うんですけれども、そういうことは市民や父兄はほとんど知らないんですね。今言ったとおり地域では、うちのプールはぶっ壊れたけれども修理してもらえないからB&Gに行くんだみたいな誤った理解になっているわけです。しかし、中長期的には、課長がおっしゃるとおり、もう文科省も今年の7月10日付で、学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方についてという依頼文がありましたよね。その中でも、もう既に強調されていて、もはや学校プールではなく地域の公営・民営プールを活用して水泳指導を行うことも考えられるというふうに言われていて、そういう大きな流れの中で今回の3小学校の合同の施行みたいなものもあるのだというふうなことを、やはりそろそろ父兄や子どもたちにも少し説明をしつつやる必要があるのではないかなと思いますね。

ただ、今から修理したプールをまた直してくれればいいんだというふうなことをおっしゃる父兄もいないわけではないんですけれども、そこに必ずしも合理性があるわけでもない、そういうことの意味を深める意味でも、それをまず一つお願いをしておきます。

そして、そのまま4番に行こうかな。

（「そこまで」と呼ぶ者あり）

- 委員（相沢敏行君） そこまで。はい、そこまでです。お願いをいたします。
- 委員長（高野浩一君） 現在は4番の質問の途中ですけれども、ほかの委員の方、何かございますか。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 今の、小学校だけの話だったんですか。中学も一緒によろしいですか。

今、塩山中学校が全然使えていない状態ということなんですけれども、将来的にどうなる予定なんです。それを壊して駐車場にするとかいう構想があるのかとか、いろいろあると思いますが、構想がありましたら、ちょっと教えてください。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

塩山中学校につきましては、先ほど申し上げたとおり年度ですと令和2年度からであったかと記憶をしておりますが、プールの授業は一切自校では行っていないという状況であります。

そのプールの今後でございますが、やはりかなりの面積を使うものでありますので、解体して何かしら別の施設にということも考えられなくもないわけでは無いんですが、実は各校庭に行っております散水の施設の水源が全てプールであります。ですので、そこをつなぎ変えるというような工事が別途必要になってまいりますので、そのことも含めて、もちろん解体費用というところもかなりの金額が必要になってくるだろうということも想定されますので、そのことも含めて、また今後何に使うのか、具体的なところが各学校でもあるかと思っておりますので、そんなことも見聞きしながら今後については考えてまいりたいと思っております。現状については今の現状のままであるというふうにご考えております。

- 委員長（高野浩一君） 平塚議長。
- 委員（平塚 悟君） 今、塩山中学校のプールの話出たんですけれども、今、北中のプールを塩山中学校の生徒さんが使っているという段階で、学校自体がなくなるけれども、プールだけは来年以降も北中のプールを使うという認識でいるのか、ちょっとそこら辺のところも、来年1年後にはもうそういう状況になるので、どういう検討をされているのかということをお答えいただきたい。
- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

塩山北中学校については本年度末で閉校となりますので、その施設に関しても全て学校では使用はできないということというふうにご認識しております。したがって塩山中

学校につきましては来年度からのものとして、今、学校長と言っていいのか分かりませんが、学校側で考えているところは、塩山南小学校のプールが隣接をしておりますので、そちらのほうも南小の授業の合間を縫ってという形になるかと思いますが、その活用も視野に入れているところであります。

また、スクールバス等で今回購入させていただくこととなっております。そのスクールバスに関しては、今言ったプールの授業についても移動の手段として活用することも可能ではありますので、先ほど申し上げた指定管理者のほうに改めて委託をするというようなことも考えられるかなというふうに思っております。

- 委員長（高野浩一君） 4項につきまして、そのほかの委員の方、よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） では、次の5番目の案件にいきます。

同じくプールの状況ですけれども、質問委員の相沢委員、お願いいたします。5番です。お願いいたします。

- 委員（相沢敏行君） お願いいたします。

先ほどの質問に関連するんですけれども、学校のプールが使えない、あるいは使わないということで、この夏休み、子どもたちの生活がどんなふうになったかということをお知らせしたいということが1つ。それから、これ、プール、しかも夏休み期間中で授業がない中で、今まで私たちはそういう夏休みになったら学校の開放プールがあって、午前中あたりまでは、みんなそこに子どもが集まって、お昼になったらおなかをすかせて帰ってくるみたいな生活を夏休みの一つの典型として考えていたんですけれども、恐らくこれ、今後それはもうないのかなというふうに思われるんですよね。今年に限っては、もうほとんどの小中学校で、特に小学校でしようけれども、夏休み中に学校のプールが開放されて、先生の監督の下でプールで水泳ができたりして遊べたというふうなことは、ほぼなかったという理解でよろしいですか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

まず、気象庁の観測によります勝沼での35度以上の猛暑日につきましては、昨日までであります。42日間でございます。過去の観測記録を更新しているというところがございます。特に7月20日から8月27日までの39日間の夏休み中については、猛暑日は32日ございました。体温を超える日が連続するなど、大人の方も含めた熱中症対策が必要な状況で

あったというところであります。

このような中、本年度の夏休み中のプールの開放状況でございますが、夏休みの初めの1週間あるいは二、三日というところで、水泳が苦手な児童のための水泳教室として開放した学校が3校、それから7日から15日の間で自由開放とした学校が2校ございます。ただ、やはり先ほど申し上げたとおり気温が高くて、計画はしたんだけど4日間で中止をしたというような現状でございます。

小学校のうち、他の8校につきましては、熱中症ガイドラインで定めました運動行動指針に基づいて、原則、運動は中止ということが予想できたため、夏休み中のプールの開放は行っていないという状況でございます。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢敏行君） もうアウトドアにあるプールで夏休みの一番の成果、8月あたりに、もはやプールを使つての活動は気象的な条件の下で大変難しいということがメインだというふうに課長もおっしゃるし、現実はそのとおりだし、それ以上のものでもないと思うんですけども、もう一つ、僕、そもそもということで学校のプールの掃除を父兄が手伝ったとかというふうなことも、昔、僕思い出したりなんかして、そもそも、どうも学校プールの維持管理というものは、いわゆる学校における働き方改革、この学校における働き方改革という言い方がよくマスコミに登場するんだけど、中身がよく分かんなかったんですけども、私が現場にいる頃、そういった言い方はなかったので中身が分からなかったんですけども、学校プールの管理についても、原則、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務であるというふうに考えられているというのが文部科学省の見解で、そうすると学校プールで水の管理であるとか、温度を測ってどうしようかみたいなことも、今後は熱中症対策云々とは別にですよ、難しくなるというふうに考えるべきなんですかね。その辺も逆にうちの学校管理としてはどういうふうに考えておられるのか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

プールの全体の授業にも係ってくることではあるかと思いますが、先ほど申し上げたとおり、夏休みのプールに関しまして水泳教室、あるいは開放したということが小学校については5校であります。かつてコロナ禍においては、やはり接触を禁じるというようなところから、プール自体を開放はしていないというようなこともありました。

コロナ禍前における状況ではありますけれども、小規模校、具体的には神金小学校ではありますけれども、そちらに関しては夏休み中のプールの、先ほど申し上げた管理あるいは監視人というようなところで、やはり先生方自体の人数も減ってきているということの中から父兄が担っていたということも実は聞いております。

元に戻って、今年5校が開放しているところではあります。本年については各学校とも教職員が管理をしているという状況ではあります。ただ、夏休み中でありますので、教職員もそれぞれ個々に夏休み等も取っている状況でありますので、その日の日直の職員が1人あるいは2人体制とかで管理を行ってきたという状況であります。

先ほども申し上げたプールの前段階で準備の期間、掃除の時間に関しましても子どもたちも行うと。ただ、やはり子どもたちだけでは細かなところですか危ないところもありますので、そこは保護者の方にもお手伝いをいただいて今年度も開放してきたという話を聞いております。

今後につきましても、やはり先ほどの話ともダブる部分もあるかと思うんですが、学校自体で維持していくのが適切なのかどうかということも含めて、そこは考えなければいけないのかなというふうに思っております。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢敏行君） 課長さん、おっしゃったとおり、今後の維持管理も含めて考えていかなければならないというところは、これは避けて通れないかなと思うんですね。必ずしもいいことだと全く思いませんけれども、私個人的には。ただ、その時代状況も違うという中で、その辺も先ほどと同じなんですけれども関係するんですけれども、少し小出しに地域住民、父兄、そのような考え、方向性が分かるように、浸透するように、やはり少しずつ説明されたほうがいいと思うんですね。学校統廃合の問題みたいに突然にやるということが一番よくないので、その辺の周知、理解というのをもう早めにしていって、住民のコンセンサスも得て、子どもにとってどういう形が一番いいかというのは一番大事ですけれども、お願いしたいと思います。

続きますけれども、その裏側の話を1個だけさせてください。夏休み、今回の場合、初めてなって、結局1か月近く暑くて家の外には出られない、それからプールにも行けないと小学校の児童のおじいさんが私に言われたんですけれども、夏休み中どんな生活をしていたと思うという話をされて、息子夫婦は共働きで働きに行っているから、俺もブドウをやりながら一緒に見ているんだけれども、ほとんど家の中にいてゲームばかりし

ていたと。プールがあればそれでいいというふうなことではないけれども、これからこんな形で夏休みが続くならば、どうやって子どもの夏休み期間過ごすか考えているというお話がありました。

これは、個々の親御さんのケース・バイ・ケースで様々な状況があって違うので、そんなことは一概には言えませんけれども、ただ、夏休み期間中にプールはもうないということ的前提にした場合に、それは確かに小学校の低学年、4年生、5年生、6年生くらいになると大変だと思うんですね。だから、あれもありませんから、放課後児童クラブもほとんど行かないので。

というふうなことになると、夏休み期間中にプール指導はない、プールは開放されない中で、どういうふうに学びの機会があってというふうなことを考える必要があるのではないかと。学校だけでそれができるとは思われないので、地域住民にももちろん呼びかけをしなければならぬかもしれないんですけれども、1か月弱の期間、ほとんど学校には行かないという中で家庭で全て預かるということは、もちろん経済的な状況が許せば様々な活動に子どもたちを行かせるということはできたりするかもしれませんが、そうすると家庭によって差が出るんですね。ですから、その辺の、いよいよこれだけ夏が暑くなっているということ、それからプールで午前中は子どもが安心して遊べるぞということもなくなる。さて、どういう生活を送っているんだろうという視点もぜひ持っていただきたいと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

まず、夏休み中の生活全般につきましては、各学校におきまして夏休みの過ごし方あるいは生活の決まりといったものを策定をさせていただき、保護者の皆様の協力をいただく中で規則正しい生活を送るように指導をしているところであります。

また、夏休み等の長期休業に限らず、家庭でのメディアとの付き合い方あるいは生活習慣を身につけさせる重要性等をまとめました「家庭学習・子育てQ&A」というものも当課では作成をさせております。そういったものを各家庭にもお配りをする中で、家庭での親と子の関わり方につきましても取組を進めているところであります。

夏休み中につきましては、今のものを中心として保護者の方とも情報は共有する中で、お子さんの見守り、様子を見ていただくというようなこともお願いをしているところであります。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） 相沢委員。
- 委員（相沢敏行君） 課長、後半の僕の質問、つまり現状、それからこれからはプールを夏休み中の子どもたちの生活の一つの柱のようにできた部分が、ほとんどなくなるであろうという中で、健全で、そして学びの刺激があるような環境を保障をしてもらえないだろうかと思うわけですよ。様々な経済状況等によって、もちろんスイミングスクールに行かせてもらっている子どもさんの場合は何ら問題ないだろうし、様々ないろんな活動に行かせてもらっている子どもさんの場合は別に問題ないですけどもね、ですから翻って言うならば、もう少し今回初めてというか、小中学校でほとんど学校プールは開放されていなかったという裏側の現実として、子どもたちの生活、学習はどうだったんだろうかという視点をアンケートもする必要も、そこまでいかななくてもいいんですけども把握するような努力をしつつ、やはりその辺の部分をちょっと保障するような方向性でやはり考える必要はないかというのを最後に質問したんですけども。

- 委員長（高野浩一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

どうしても夏休み、先ほどのとおりであります、暑さというところも考えていかなければならない。それについては熱中症ガイドライン、また熱中症対策は必ずしもやっていかなければならない中で、基本的には外にも出てはいけないというようなところの運動指針も示されてきておりますので、そこが非常に難しいところではあるというふうに考えております。

その中で、どうやって子どもたちの自由な時間を確保していくのかということも大事なことだというふうに思っておりますし、私もそうですが、夏休みは外で遊んで元気に飛び回りたいところが、やはり子どもさんたちは多いのかなということもあるわけではあります、やはりそこには今の世の中、今の時代だからこそ、どうしても制限を加えていかなければならないということも出てまいります。そこは、またやはり学校とも話し合いをする中で、どういった過ごし方がよいのかということも考えていかなければならないというふうに思っておりますので、そこも学校側とも協議をさせていただきながら、今後については定めていきたいというふうに考えております。

- 委員長（高野浩一君） 5番の案件につきましては、その他の委員から何かございますか。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 相沢委員の言っていたとおり、やっぱり子どもは夏休みの過ごし方、長期休みの過ごし方は、私も前から学校だけでなく地域と一緒に考えてほしいということで、やはりこれから協議をいろいろ学校ともされるんでしょうけれども、厚生経済の分野にもなりますけれども、学童は学童で長期休みの預かり場所としてやっていますけれども、なかなかその施設的な問題とかで全部の子どもたちが行けないというところも課題としてあるということで、前期の厚生経済では学童の改善みたいなものを求めていたわけですがけれども、そういうことも連携として意識をして、ぜひ学校教育と放課後児童クラブのようなものとか、今回一般質問でも出た児童館とか、いろんなことを考えながら、長期休みの子どもの過ごし方というのをぜひ考えていただくように、この機会に鋭意検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

- 委員長（高野浩一君） そのほかにございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） では、5番の案件は終わります。

ここで追加の質問が1件出てまいりまして、所管が教育総務課になると思いますので、ちょっとここで6番の前に1件、追加の質問を入れさせていただきます。

昨今、この国内でお米がないというニュースが連日報道されていまして、ニュースによっては新米がもう出てくるから大丈夫だとか、ニュースによっては在庫がないとか、現在の甲州市の小中学校における給食に出すお米の現在の状況と今後の見通しというんですかね、入手できる見通しだとか、問題ないというそういう見通しをお聞かせいただきたいと思います。

清水教育総務課長。

- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

まず、学校給食におけます米であります、やはり夏休み前ですね、6月くらいから徐々に確保が難しいというような話は聞いております。ただ、現実として確保はできているという状況であります。

現在におきましても、先ほど言った8月20日以降からは給食も始まっておりますので、現在においてはお米に関しては確保はできているという状況であります。

ただ、10月からであります、確保はできるんですけれども、その単価に関しては幾分

の値上げをさせていただきたいということで、業者側からはお話は承っているところ
あります。詳細のどのくらい上げるのかということまでは、すみません、私のほうで
もまだ把握はしておりませんが、そういった形で金額が伴ってですけれども、その確
保はできるということで現在は承知をしております。

以上であります。

- 委員長（高野浩一君） ありがとうございます。

では、お手元の資料に戻りまして案件の6番に入ります。

宮光園と甘草屋敷の振興について、質問委員、お願いいたします。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） 宮光園と甘草屋敷について、免除の範囲を拡大して子ども
たち、主にたくさん利用するようという方向で改善をされていくということですが、
それに伴ってというか、利用拡大していくのはいいことだとは思いますが、
やはり宮光園や甘草屋敷、今回、白蔵の修繕とかがあったりとか、やはりいろいろこれ
から維持していくのに難しくなっていくと思います。それなりに利用料も獲得してい
かなければいけないというふうには思うんですが、維持管理費財源等を捻出するた
めの考え方というのはどういうふうに行われているのかということで、もちろんも
っともっと利活用していただかなければいけないと思いますので、認知度を
上げる方策ということの一つとして、前から難しいというお話ではありましたが、
市民等の外部からの企画の持込みによる利用料等の獲得、企画料等の獲得
みたいなものを考えていったらいかがかということの考え方はいかが
でしょうか。

さらに、今、課等で教育委員会等で考えている今後のその活用、拡大の展望という
ものがあればお聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） 飯島委員のご質問にお答えをいたします。

今回の甘草屋敷及び宮光園の観覧料減免規定の見直しにつきましては、さきの議員
全員協議会開催の折に文化財担当の森リーダーから説明したとおりであります。
両施設とも委員がおっしゃるとおり観覧料ということで歳入がござい
ますけれども、維持管理財源という視点でこれを捻出することは簡単なこと
ではございません。ただ、イベントの開催や情報発信を工夫するなど、
できることを地道に重ね、来訪者の増加、それからピーターの獲得に努
めるように取り組んでいきたいと思っております。

具体的には、これまで非公開で保管しておりました登録有形民俗文化財である勝沼のブドウ栽培用具及びブドウ酒醸造用具、これを日本遺産の構成文化財となっている宮光園の白蔵のほうへ移動し、保管しながら一般公開をしていきたいと考えております。こうした新たな展示を行うことで、来訪者の増加につなげていきたいと考えております。

また、甘草屋敷においては現在行っているひな飾りと桃の花まつり、五月飾り展、また観光協会と連携したころ柿づくり体験、これら以外にも時期を見ながらイベントの開催などを考えていきたいと思っております。

それから、認知拡大の方策と一般市民の企画の受入れの考えということで、まず認知拡大の方法としましては、宮光園については日本遺産の構成文化財となっていることから、日本遺産を主軸とした取組と併せ認知拡大を図っていきたいと考えております。また、甘草屋敷においては、今後も先ほども言いましたけれどもイベント等の開催や効果的な情報発信に努め、歴史、文化を伝える施設として知名度を高め、来訪者の増加につなげていきたいと考えております。

いずれの施設も観光施策との連携が鍵になると思いますので、観光商工課と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、一般市民の企画の受入れの考え方につきましては、甘草屋敷につきましては国の重要文化財、それから宮光園は市の指定文化財であり、いずれの施設とも他の公共施設とは性格が異なるものであります。例えば施設を毀損したり修理等を行った場合は文化庁への届出が必要になることもあり、文化財を保護する観点から一般市民への貸出し等は行っておりません。しかし、近年は文化財をまちづくりに生かし、地域全体でその継承に取り組むことが求められておりますので、例えば教育に資するイベントや文化的事業などについては、関係各所と協働した施設の活用等について検討していきたいというふうに考えています。

その展望につきましては、現在、具体的な活用策が未定の段階であり展望を見通すことはできませんけれども、コンサートなどを開催してほしいという意見もいただいておりますので、重ねてにはなりますけれども、文化財の活用という面で関係各所と連携を取りながら市の歴史、文化を知っていただき、施設の来訪者の増加につながるよう、よりよい活用方法を考えていきたいというふうに考えています。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） これまでどおりの考え方だと思います。それで利用者が拡大

をしたとしても、やはり今、一般財源等とか、時には補助金とかということで修繕をしたり維持をしたりということが続けていくんですけれども、市民の方とかが認知して文化的に非常に大切なものということが認知され、市民の方たちの理解も進んでいるからこそ、公金を投入して維持していくということもあるのかもしれませんが、それってなかなかはかれないものなので、本当に文化的な価値のあるものとして市民が認知していて、これは支えていくべきもの、公金を投入して維持していくものということになかなか分かりにくいというところでいうと、私は市民が積極的に利用するに当たってお金を払うとか、そういう形で支えていくというような形を、難しいのかもしれませんが、これから宮光園や甘草屋敷を守っていくということにおいても、やはりそういうことは考えていかなければいけないのではないかと。

そういう視点でいいますと、文化庁との協議とか、そういうことが必要ではないかと思うんですが、いつまでもずっと一般財源を投入してということで、甘草屋敷や宮光園というのが維持していけるのかということを考えていかなければいけないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

これは私の個人的な意見になってしまうかもしれませんが、一つには価値観の問題がありまして、文化財を見てそれに価値がある、残すべきものだというふうに思わない人からとれば、それは必要ないだろうという形になってしまいますけれども、先ほども言いましたとおり、国も認めた、市が認めた価値のあるものでございますので、それは必要な財源を投入して保存していくべきものだというふうに思います。

活用という面でできることであれば、それは大いに進めていくべきだとは思いますが、先ほども言ったように何かあってはいけませんので、特に保存の部分には細心の注意が必要となってきますので、そのあたり十分検討しながら今後考えていきたいというふうに思います。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 分かりました。毀損等をおそれるところで、責任のないところで利用拡大、なかなか進められないということだと思っておりますが、私は本当に市民の方たちが、いい、大切だと思っているということのある意味見える化するというのが、公金を投入する意味でも必要になるのではないかというふうに思いますので、

例えば市民のボランティアを募って会員制にして支えるような団体をつくっていくとか、そういうようなことで支えられているということを見る化していくということが、これから先もずっと甘草屋敷とか宮光園が大切なものだということが市民にもしっかり認知されているということが見えるというふうになると思いますので、そういう工夫をしていくべきではないかと、考え方は考え方としてあると思うんですが、見える化していく工夫は必要ではないかと思しますので、その点はぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○ 委員長（高野浩一君） 案件6番につきまして、そのほか委員の方、何かございますか。
(発言する者なし)

○ 委員長（高野浩一君） では、最後の案件の7番、勝沼図書館の利用拡大について質問委員、お願いいたします。

飯島副委員長。

○ 副委員長（飯島孝也君） これ、勝沼図書館というふうに限りましたけれども、図書館全般に関してもということで考えていただければと思うんですが、もっともっと図書館を利用していただきたいというふうに思いますし、先ほどの宮光園や甘草屋敷と同じですが、市民の方たちがこの図書館が必要だとかすばらしいというふうに感じていただくことが、ある程度、入館者とか蔵書の貸出しとか、そういうことで見える化して支えられている、だからこそ守っていかうみたいなことになるかと思うんですが、今いろいろ施設も、もちろん蔵書の貸出し等もあると思うんですが、勝沼図書館の記憶ではいろんな施設もあると思うんですね。そこをもう少し開放的に利用したりとかというふうなことも必要なんではないかというふうに思います。保管資料等についても貸出しの仕方いろいろ工夫したりとかということも必要だと思います。そういうような具体的に図書館を利活用する方法、手法の拡大というものを考えられているか、お尋ねします。

○ 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

勝沼図書館の話が主になってしまいますけれども、まず勝沼図書館、現状、公共図書館として約13万冊の蔵書があり、勝沼図書館ならではの特徴として、地域産業であるブドウとワインに関する資料を約3万冊を有し、ブドウとワインに関するものにおいては日本一を誇る資料数であります。

こうした勝沼図書館の特色であるブドウとワインに関する資料を活用し、ブドウとワイ

ンの資料展を年に1回、毎年テーマを決めて開催するなど情報発信を行い、差別化を図る中で親しまれる図書館として利用者の増加を図っております。

蔵書の公開については物理的な限界がありますけれども、今後も精力的に収集、保存、公開を継続していきたいと考えております。

また、図書資料については、将来的にはその活用という面で、貴重な資料を中心にデジタルアーカイブを構築していきたいと考えています。デジタル化することにより、貸出禁止としている貴重な資料についても誰もが目にすることができるようになり、また複数の人が同時に見ることができるようになります。

ただ、通常の書籍等の購入費とは別に多くの予算が必要となってくることから、まだこれは担当課レベルでの考えでありますので、今後、財政課をはじめ庁内で協議をしていきたいと思っております。

また、委員がご質問いただいたその施設の他の目的での一般への貸出しなどの利用拡大については、図書館という施設の性格上、現在のところ考えてはおりません。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） 図書館自身で主催をしているいろんな企画をやられているのは、非常にいろんな多彩な企画があって地域とも連携をしてということで、非常にいろんなことを活発にやっていただいているということは、非常に理解するところですし、市民の方も認知をしているところだと思うんですが、もっと拡大、利活用をするためには、やはり施設としても開放をもっとしていくとか、一般の企画等も受け入れていくとか、今、施設の貸出規程とかはないと思うんですけれども、いろいろご苦労いただいて、ぶどうの国文化館も一般の市民の方に開放していくということで、利用既定も改めてやっていくということですので、ぜひぶどうの国文化館とも連携したりとか、先ほど観光商工課とも連携していくとかということもありましたけれども、やはり地域に図書館をもっといろいろ利活用したいという方もいらっしゃる。私もいろいろ耳にするんですけれども、そういう方に対しても、自らというよりも、その方たちの声にも耳を傾けて、いろんな利活用ができるような考え方というのをぜひ打ち出していただきたいし、そうしていかないと、それこそ市民がまた支えているという実感がなかなか顕在化ができないということにもいつかなっていくという気がしますので、ぜひ図書館、すばらしい施設ですので、皆さん、司書の方たちも非常に頑張っているからこそ、もっと図書館を利用するような形で市民の方にサービスを提供していただきたいというふ

うに思うんですが、いかがですか。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

今、委員がおっしゃったことについて、例えば企画の持込みでこういったことをやってほしいだとか、こういうことができたらという、そういう声には耳を傾けていきたいなというふうに思います。

それで、その上で図書館が一緒になってできるものであれば、図書館の施設でなければできないもの、あるいは図書館にふさわしいものであれば、それはやることも考えていきたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） すみません、それで図書館についての2つ目の質問ですけれども、先ほども課長の説明にありましたように、いろいろブドウの国らしい資料も集めているということで、それについての資料収集とか調査とかということは図書館は非常に工夫されてやられているというふうに思います。そういうような形で一般的に相談されて調査するというよりは、図書館自らが先立って特徴づけた調査というか、レファレンス、いつされるか分からないものに対しても特徴づけて調べたり資料を収集したりというようなことで、レファレンス機能が非常に深くなっていくということも考えられると思うんですが、そういう充実ということを今お考えになられているか、お聞きします。

- 委員長（高野浩一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えいたします。

レファレンスサービスの機能充実に関しましては、様々な案件に対応できるよう職員の個々のスキルアップを図るため、担当内研修や過去の質問や回答についての内容を共有するなど、日常の業務の中で対応を行っています。

また、県立図書館をはじめ県内の公立図書館等との交流、連携を図り、研修会に参加するなど職員のスキルアップを図っているところであります。特に今おっしゃったように勝沼図書館の特色であるブドウとワインに関するレファレンスについては、他の図書館以上に力を入れて行っております。今後も利用者のニーズに適切に対応できるよう、レファレンスサービスについても研さんを続けてまいります。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） これ、ちょっと私、個人的な要望というところもありますけ

れども、いろいろ所管事務調査とか議会でもいろいろ調査をしたりとか、それぞれ議員がテーマを持って政策的な研究等を進めたりしているんですけれども、そのときに非常に図書館でそういう社会課題に対してのいろんな調査が進んでいたりとかすると、議員もある意味、政策立案を考えると、図書館でちょっといろいろ調べてみようかな、図書館員の方にいろいろお尋ねしてみようかなということで、議員の利活用とか、それがひいては市民への図書館を使った還元ということにもなるかと思うんですが、そういうこともぜひ、これは要望ですけれども、考えていていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

- 委員長（高野浩一君） 丸山委員。
- 委員（丸山国一君） 実は、会派と有賀議員と、図書館の件で四国は徳島市へ行きました。徳島市の図書館の館長が、実は勝沼市のブドウとワインの展示等を非常に称賛をされていて、東京へ来たときに実はその方が勝沼図書館へ来たそうです。多分、会っていらっしゃるんじゃないかなということで、研修をさせていただきましたと。わざわざ徳島市のほうから来ていただいているということで、我々も徳島市の図書館の研修をしながら、非常に晴れがましい研修になりまして、廣瀬明弘議員、有賀議員も一緒でしたから、そうして本当に勝沼図書館というのが全国的にも非常にいいという評価も受けていますので、なお一層の努力をしていただきたいし、そして、他の図書館でもいろいろな企画をしているようです、自治体がね。ぜひそういったものも研修しながら、なお一層の図書館運営をしていただくという、たまにはいいアドバイスと評価を受けているということも皆さんに承知してもらったほうがいいのかと思っていますので、なお一層の努力をしながら、飯島委員等からもいろいろ要望もありますので、やっていただくこと、本当にいいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 委員長（高野浩一君） 7番の案件につきまして、そのほかの委員の方からよろしいですか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） では、その他の件についての質疑を打ち切ります。

この後、今、研究チームで研究しています公共交通のことについてであったり、それに伴う研修のことについて、ちょっと打合せをしたいと思います、暫時休憩をいたしまして再開を15分からといたします。

当局の方、すみません、ありがとうございました。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

- 委員長（高野浩一君） では、再開いたします。

ここからは、今、交通難民というテーマで研究チームがありまして、リーダー、相沢委員にやってもらっていただいて、それで研究をしてもらっていますので、その途中報告と、その研究を進めるに伴って視察研修先とか、そんな話を今日したいと思います。

まず、チームリーダーの相沢委員から今の現状の報告、お願いいたします。

- 委員（相沢敏行君） それでは、格納されている資料に基づいて、お話をさせていただきます。

6月議会が終了後、3回ほどチームが集まりまして研究をしてまいりました。先ほど委員長のほうからもありましたが、テーマといたしますか、あれは交通難民への対策、政策を研究しようということになりました。ただ、当初は交通弱者、自動車中心社会において移動を制約される人を念頭に置いて検討を始めたんですね。しかし、現状の甲州市の状況、そこにも書きましたが、るる繰り返しますが、これは交通弱者というよりは交通難民というふうに言ったほうがいいだろうということに意見が一致しまして、交通難民への対策ということに当初の予定から変わりました。

交通難民とは何かといえば、既存の交通手段では移動ができなくて課題を抱えている人たちのことをいいます。高齢化、それから周辺の地域の方を念頭に抱いていただいて、なおかつ塩山駅の夜の状況、勝沼駅の状況等を念頭に置いていただければ分かると思います。

ただし、現状の課題、我々の課題は脇に置いた場合は、10年を経ずして交通難民のソリューションは自動運転という技術革新で解決されることが、ほぼ目途が出ています。そのことも一応視野に入れながら、しかし、それまでに何もしないというわけにはいかないので、つなぎの対策をどういうふうに安価に、かつ効率的に本市で実装できるかというところにポイントはあるかなというふうに思われます。

つなぎの対策、つまり最終的には技術革新によって、そちらのほうの波に乗るわけですが、けれども、その前段階の五、六年だと思えるんですけれども、このつなぎ対策はどうしたらいいのかということで幾つかを検討しました。まずは大きなところでは国交省が進めるライドシェアというのがあります。ただ、これ、全国展開、なかなか今進んでいない

ところもあるんですが。それから、近隣だと甲府市のデマンドタクシー、それから笛吹市のA I デマンドタクシー、この辺を研究をして、特に甲府市の場合は担当者のほうから説明を受けて課題の所在も一応確認しました。

なお、佐藤議員が一般質問で笛吹市のA I デマンドタクシーということを取り上げられましたけれども、訪問調査を今後したいというふうには考えています。

その次の近未来のほうの全国的な今先進的な取組はどうなっているのかというのも、一応目配りをしました。今、全国で自動運転、どの辺まで行っているかという、レベル5というのが完全自動運転で、どのような道であって、公道であれ何であれ運転手が何もする必要がないというレベル5で、その前段階のレベル4、一定条件で運転手は不要ですという、この実証実験が各地で行われているんですが、特に内閣府の支援事業の一環として茨城県の境町、ここは人口2万4,000人です。しかも駅はありません。という中で自動運転バスを公道で定常運転、もうタイムテーブルはきっちり決まっています、この試行実験も2020年から今年で4年目を迎えています。これ、もうかなりNHK等でも放映されましたが、運賃は無料で簡単に市民が利用できるという状況になっています。

それから、事故になったらどうするんだというようなこともあるんですけども、その辺の部分の法改正は、もう去年、済んでいることを確認しました。

そこで、先ほどのつなぎの部分について笛吹市のA I デマンドタクシー等、もちろん地に足をつけて研究をするのですけれども、しかし近未来の五、六年後と言われていきますけれども、本市においても内閣府の支援事業等を活用して自動運転の実証実験に取り組むというふうなことをもしできれば、さらにその近未来が自分たちのすぐ近くにあるということになるのではないかと、そのチャンスがもしあれば、それを検討したいというふうに考えています。

そこについても、この取組をチームだけではなく、視察研修として境町に行くことが一番いいのではないかとこのように考えて、ほかにもこのようなレベル4の実験はあるのですけれども、第1候補として考えてもらえないかなというのがチームとしての提案ということですね。時期としては11月頃かなと思います。

最後に、ちなみに、ここに一応受け入れる側の境町が標準視察プログラムというふうな形で、1テーマについて大体2時間ちょっとくらいのパッケージで視察研修をきちんともうつくってありまして、しかも、それに対しての単価がきちっと載せられているというふうになっています。ホームページ等で見ますと、ちなみにそこまでお話ししますが、

1つのテーマに対して議員さん1人に対して1万1,000円と。あるいは8人でワンテーマで11万円というふうな形になってはいますが、それも含めて検討をお願いしたいと思います。以上です。

- 委員長（高野浩一君） チームリーダーの相沢委員、ありがとうございました。

今の報告にありましたように、交通難民のテーマに沿って今後もチームとしても研究を続けていっていただきたいんですが、それに伴って研修のことに触れていきたいと思えます。

今、相沢委員からも提案がありましたように、茨城県の境町がそういう取組をやっていますので、ここについてどうかということですが、皆さんと検討したいと思うんですが、ここで一旦休憩をいたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 3時26分

- 委員長（高野浩一君） では、再開いたします。

今、チームで取り組んでもらっている交通難民のテーマについて視察研修の話をしてきましたけれども、先方にも確認をしたところ、私どもの提案の日程が即答できないものですから、週明け、先方からの回答をもって、改めて皆さんとまた日にちの検討、内容の検討をさせていただきたいと思えます。

本日議題としていましたテーマは以上になりますけれども、委員の皆さんから何かございますか。

議長。

- 委員（平塚 悟君） この交通難民への対策というもの、これは所管事務調査で行っていくということもきちんと諮ってもらいたいと思うし、それと1点、議長として今日のこの資料の中に、甲府市での取組は担当から説明を受けとあるんだけど、こういった議会として、委員会として、これ委員会のチームなんだけれども、委員会として動く場合は対外的な交渉権というか、そういうのはあくまでも議長に属していますので、これは私が今議長をやっているからとかではなくて、そういうルールというのがあるので、そこはきちんと通さないと、お互いの市議会の関係とかもあると思うんですね。今回はチームだから動いたというのはあるのかもしれないですけども、こういったところはきちんとしておいたほうがいいと思うので、やるのであれば、きちんと所管事務調査

というように格上げしていただいて、委員会の審査という形に持っていくのがいいのかなと思いますので、お願いします。

- 委員長（高野浩一君） ありがとうございます。

今、状況としますと、チームでもうちょっと内容を練って、皆さん全員の意見をもらいながら所管事務調査として今後取り組むべきかどうかというのを諮ってからというふうに今考えています。ですので、チームの段階での取組で、今議長からご指摘あったように甲府市へ行ったとか、ちょっとその辺は拙速であったかなというふうに反省はします。

今後このテーマをもう少しチームとして研究してもらって、甲州市にとって必要なことというふうな多くの人々の判断をもらえれば、所管事務調査として取り上げたいというふうに思いますので、ちょっとそれが今議会中の最終日までに決まって休会中の所管事務調査するとか、その辺までいくかどうか、ちょっと今、すみません、見当がつきませんが、議長からの今のご指摘は肝に銘じて進めていきたいと思っています。

そのほか、委員の方からありますか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） よろしいですか。

では、以上で総務文教常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をいただきます。

- 副委員長（飯島孝也君） 皆さん、長い時間ご苦労さまでした。引き続き来週も委員会ありますので、いろいろよろしく願いいたします。

〔散会 午後 3時29分〕